標柱六号から三二度五三分三秒
一一・七三四メートルの地点　七号
標柱七号から二七二度四〇分三二秒
一〇・七一一メートルの地点　八号
標柱八号から三三四度四一分五七秒
八・八一六メートルの地点　九号
標柱九号から二六八度一五分四八秒
一三・七二六メートルの地点　十号
標柱十号から二三一度四五分三六秒
一二・二一二メートルの地点　十一号
標柱十一号から二二八度九分二〇秒
一四・〇五三メートルの地点　十二号
標柱十二号から一八八度五五分二六秒
一二・五六四メートルの地点　十三号
標柱十三号から二五〇度三一分五三秒
五三・六三七メートルの地点　十四号
標柱十四号から二九四度四四分二秒
一二〇・〇九八メートルの地点　十五号
標柱十五号から二九一度五二分二二秒
一〇五・三五〇メートルの地点　十六号
標柱十六号から二九四度三七分一五秒
二二四・八四四メートルの地点　十七号
標柱十七号から〇度六分四一秒
七〇・五四四メートルの地点　十八号
標柱十八号から五三度三八分四四秒
六三・〇〇〇メートルの地点　十九号
標柱十九号から一〇四度二三分三五秒
二五一・九九九メートルの地点　二十号
標柱二十号から一一七度一〇分三五秒
一五二・〇〇〇メートルの地点　二十一号
標柱二十一号から一六五度三七分三三秒
八一・四九七メートルの地点　二十二号
標柱二十二号から一六七度四四分三五秒
二六・八七二メートルの地点　二十三号
標柱二十三号から七二度二〇分五三秒
二六・二六〇メートルの地点　二十四号
標柱二十四号から八七度九分三四秒
七・八六九メートルの地点　二十五号
標柱二十五号から九六度五六分三六秒
二一・七五五メートルの地点　二十六号
標柱二十六号から九二度五〇分二二秒
一〇・一一三メートルの地点　二十七号
標柱二十七号から九四度四六分五六秒
一五・八三三メートルの地点　二十八号
標柱二十八号から一六六度二二分二二秒
二一・八〇七メートルの地点　二十九号
標柱二十九号から二七度三九分二秒
七・六七六メートルの地点　三十号
標柱三十号から二三五度二〇分三三秒
二六・四七九メートルの地点　三十一号
標柱三十一号から二五三度三七分二〇秒
一四・四九〇メートルの地点　三十二号
標柱三十二号から二八四度三分二一秒
八・五五六メートルの地点　三十三号
標柱三十三号から二〇六度三三分四二秒
七・八六七メートルの地点　三十四号
標柱三十四号から一四〇度一九分一五秒
三・一九五メートルの地点　三十五号
標柱三十五号から一四一度四九分五七秒
三・七四四メートルの地点　三十六号
標柱三十六号から一四三度七分二二秒
九・四三三メートルの地点　三十七号

ロ　次に掲げる土地及びこれらの土地に接する道路の内、その接している区間の道路敷

高知県長岡郡本山町瓜生野字井野向
五四八番一から五四八番三まで
五四八番八から五四八番一九まで
五四八番二一から五四八番二三まで

八(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
高野谷

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から十七号までを順次結んだ線及び標柱一号と十七号を結んだ線に囲まれた土地の区域

高知県土佐郡大川村高野
字土居　一号から六号まで
二六一番一　七号及び八号
字ヒタカノ　九号及び十号
二五六番六　十一号及び十二号
二五六番一二　十三号から十七号まで
二五六番三
二六一番一

ロ　次に掲げる土地

高知県土佐郡大川村高野
字ヒタカノ
二五六番一
二五六番三
二五六番一二

九(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
田井古家谷

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から二十号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十号を結んだ線に囲まれた土地の区域

高知県土佐郡土佐町田井
字田井古家　一号から三号まで
一四〇一番四　四号
一四〇一番三
字城ノ谷
五九一七番一　五号及び六号
五九〇九番一　七号
五九二七番一　八号から十号まで
一六一三番　十一号及び十二号
一六一三番地先水路敷　十三号
一六一二番三　十四号、十五号、十七号及び十八号
一六一二番三地先水路敷　十六号
一六一一番　十九号及び二十号

ロ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路の内、その接している区間の河川敷及び道路敷

高知県土佐郡土佐町田井
字城ノ谷
五九〇九番一
五九一〇番二
五九一五番二
五九一七番一から五九一七番一〇まで
五九一七番一二から五九一七番一四まで
五九一九番二

十(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
小谷

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路の内、その接している区間の河川敷及び道路敷

愛媛県東温市則之内
字上徳吉　甲二一三番
甲二一四番一から甲二一四番三まで
甲二一五番及び甲二一六番
甲二一七番三
字天神
丙九一一番二から丙九一一番五まで
丙九一一番一五
丙九一一番二〇
字長谷
丙九一二番から丙九一五番まで
丙九一七番及び丙九一八番
丙九一九番一
丙九一九番六
丙九一九番一〇
丙九一九番一二
丙九一九番一四
丙九二〇番
丙九四〇番三から丙九四〇番八まで
丙九四〇番一〇から丙九四〇番二四まで
丙九四〇番四四及び丙九四〇番四五
丙九四〇番四七
丙九四〇番五三から丙九四〇番五五まで
丙九四〇番五七及び丙九四〇番五八
丙九四〇番六四から丙九四〇番七八まで
丙九四〇番九一から丙九四〇番九四まで

十一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
障子ヶ谷

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域

愛媛県東温市河之内
字ナメラガ谷　乙二一四五番一　一号から五号まで
乙二一四四番　六号
乙二一三九番　七号
乙二一三〇番　八号から十四号まで

十二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
滑ヶ谷

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十七号までを順次結んだ線及び標柱一号と十七号を結んだ線に囲まれた土地の区域

愛媛県東温市河之内
字ナメラガ谷　一号から八号まで
乙二一二七番　九号
乙二一二〇番地先道路敷　十号から十二号まで
乙二一一九番
乙二一一八番一　十三号
乙二一一七番　十四号及び十五号
字根引　十六号
甲五三九五番一　十七号
甲五三九四番二